

大野城市地域防災計画（原子力災害等対策編） 新旧対照表（令和6年度修正案）

頁	変更前	変更後	修正理由
総則 4	<p>第1節 計画の目的 (略)</p> <p>第8 他の計画との関係 (略)</p> <p>2. 市総合計画との関係</p> <p>大野城市総合計画は、大野城市域における総合的かつ計画的な行政の運営を図るために策定されるものである。現在は第6次総合計画（平成31年度～令和10年度）があり、10ヶ年にわたる行政に関するまちづくりプランが策定されている。</p> <p>市が行う防災に関する施策もこの総合計画に基づき実施されており、基本計画の<a href="#">政策 04-施策 10「危機事象への対応」</a>がそれにあたる。市地域防災計画と市総合計画との関係はおおよそ次のとおりである。</p>	<p>第1節 計画の目的 (略)</p> <p>第8 他の計画との関係 (略)</p> <p>2. 市総合計画との関係</p> <p>大野城市総合計画は、大野城市域における総合的かつ計画的な行政の運営を図るために策定されるものである。現在は第6次総合計画（平成31年度～令和10年度）があり、10ヶ年にわたる行政に関するまちづくりプランが策定されている。</p> <p>市が行う防災に関する施策もこの総合計画に基づき実施されており、基本計画の<a href="#">政策 04-全世代に向けて 方針4「安全で安心して暮らせるまちをつくる」</a>がそれにあたる。市地域防災計画と市総合計画との関係はおおよそ次のとおりである。</p>	<p>市総合計画後期基本計画策定に基づく記載の適正化</p>

第2節 市の概況

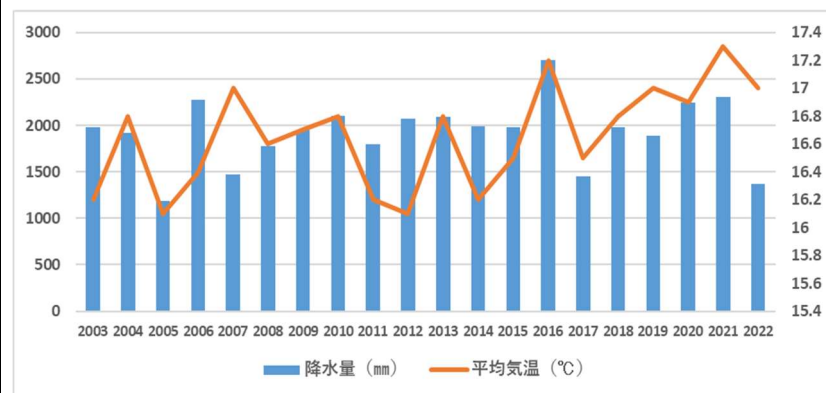
第1 自然的条件

(略)

3. 気象

本市の気候は、日本海型気候区と太平洋型気候区への漸移帯と考えられる。過去20年間における年平均気温は約 16.6℃、年平均降水量は約 1,926mmで、概して温暖な気候の地域である。近年は、ヒートアイランド現象に加えて地球温暖化の影響等により、短時間のうちに狭い地域に集中して大量の雨が降る集中豪雨の頻度が増している。また、台風の福岡県を含む九州北部地方への接近・上陸(※)は年平均3.8個である。台風が接近・上陸すると、風害、水害などの大きな災害が発生するおそれがあり、厳重な警戒を要する。

(※) 台風の中心が九州北部地方(山口県を含む)のいずれかの気象官署から300km以内に入ったもの。



第2節 市の概況

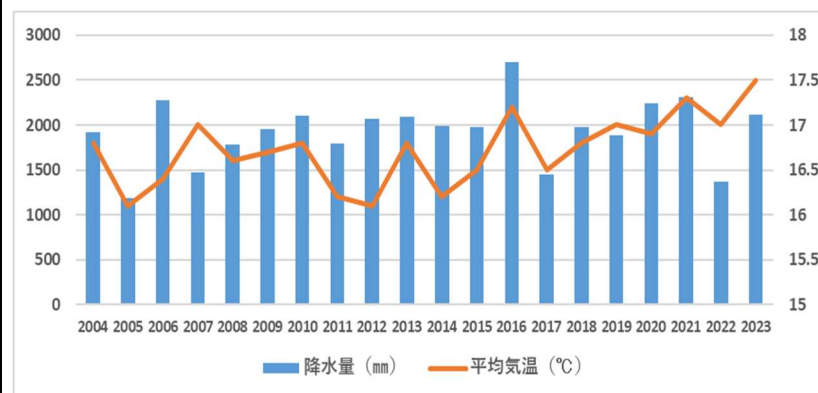
第1 自然的条件

(略)

3. 気象

本市の気候は、日本海型気候区と太平洋型気候区への漸移帯と考えられる。過去20年間における年平均気温は約 16.7℃、年平均降水量は約 1,933mmで、概して温暖な気候の地域である。近年は、ヒートアイランド現象に加えて地球温暖化の影響等により、短時間のうちに狭い地域に集中して大量の雨が降る集中豪雨の頻度が増している。また、台風の福岡県を含む九州北部地方への接近・上陸(※)は年平均3.8個である。台風が接近・上陸すると、風害、水害などの大きな災害が発生するおそれがあり、厳重な警戒を要する。

(※) 台風の中心が九州北部地方(山口県を含む)のいずれかの気象官署から300km以内に入ったもの。



総則 6	<p>第2 社会的条件</p> <p>1. 人口</p> <p>本市の人口・世帯数は、平成19年4月1日当時（93,381人・37,294世帯）から令和5年3月31日までに、総人口が<u>8,994人（9.6%）</u>増加し、総世帯数も<u>9,112世帯（24.4%）</u>増加している。（略）</p> <p>本市の令和5年3月31日現在の人口（住民基本台帳）の内訳を下表に示す。</p> <p>■本市の人口及び世帯数 <span style="float:right;">（令和5年3月31日現在）</span></p> <table border="1" data-bbox="241 539 1030 639"> <tr> <td rowspan="2">総人口</td> <td rowspan="2"><u>102,375人</u></td> <td>男性</td> <td><u>49,352人</u></td> </tr> <tr> <td>女性</td> <td><u>53,023人</u></td> </tr> <tr> <td>総世帯数</td> <td><u>46,406世帯</u></td> <td colspan="2"></td> </tr> </table> <p style="text-align:right;">出典：大野城市住民基本台帳</p>	総人口	<u>102,375人</u>	男性	<u>49,352人</u>	女性	<u>53,023人</u>	総世帯数	<u>46,406世帯</u>			<p>第2 社会的条件</p> <p>1. 人口</p> <p>本市の人口・世帯数は、平成19年4月1日当時（93,381人・37,294世帯）から令和6年3月31日までに、総人口が<u>9,437人（10.1%）</u>増加し、総世帯数も<u>9,615世帯（25.7%）</u>増加している。（略）</p> <p>本市の令和6年3月31日現在の人口（住民基本台帳）の内訳を下表に示す。</p> <p>■本市の人口及び世帯数 <span style="float:right;">（令和6年3月31日現在）</span></p> <table border="1" data-bbox="1099 539 1888 639"> <tr> <td rowspan="2">総人口</td> <td rowspan="2"><u>102,818人</u></td> <td>男性</td> <td><u>49,528人</u></td> </tr> <tr> <td>女性</td> <td><u>53,290人</u></td> </tr> <tr> <td>総世帯数</td> <td><u>46,909世帯</u></td> <td colspan="2"></td> </tr> </table> <p style="text-align:right;">出典：大野城市住民基本台帳</p>	総人口	<u>102,818人</u>	男性	<u>49,528人</u>	女性	<u>53,290人</u>	総世帯数	<u>46,909世帯</u>			時点修正
総人口	<u>102,375人</u>			男性	<u>49,352人</u>																		
		女性	<u>53,023人</u>																				
総世帯数	<u>46,406世帯</u>																						
総人口	<u>102,818人</u>	男性	<u>49,528人</u>																				
		女性	<u>53,290人</u>																				
総世帯数	<u>46,909世帯</u>																						

総則 6	2. 土地利用 (略) ■本市の用途地域等の指定状況 (令和4年時点)			2. 土地利用 (略) ■本市の用途地域等の指定状況 (令和5年時点)			時点修正				
	区域名		面積 (ha)	割合 (%)	区域名			面積 (ha)	割合 (%)		
	都市計画区域		2,689	100	都市計画区域			2,689	100		
	市街化区域		1,405	53	市街化区域			1,405	53		
	用途地域	第一種低層住居専用地域		506	19	用途地域		第一種低層住居専用地域		506	19
		第一種中高層住居専用地域		69	3			第一種中高層住居専用地域		69	3
		第二種中高層住居専用地域		151	6			第二種中高層住居専用地域		151	6
		第一種住居地域		362	13			第一種住居地域		362	13
		第二種住居地域		28	1			第二種住居地域		28	1
		準住居地域		13	1			準住居地域		13	1
近隣商業地域		18	1	近隣商業地域			18	1			
商業地域		30	1	商業地域			30	1			
準工業地域		228	8	準工業地域		228	8				
市街化調整区域		1,284	47	市街化調整区域		1,284	47				
合計		2,689	100	合計		2,689	100				
総則 7	3. 建物 本市の建物棟数は、全体で <u>25,945</u> 棟である。そのうち、新耐震基準（昭和 57 年以降）の建物は約 76%、旧耐震基準（昭和 56 年以前）の建物は約 24%である。また、全体の <u>25,945</u> 棟のうち住宅は <u>21,171</u> 棟あり、うち木造戸建て住宅は <u>15,110</u> 棟、共同住宅等は <u>6,061</u> 棟（非木造住宅 <u>4,708</u> 棟、共同住宅 <u>1,353</u> 棟）となっている。 出典：固定資産課税台帳（令和5年9月現在）			3. 建物 本市の建物棟数は、全体で <u>26,151</u> 棟である。そのうち、新耐震基準（昭和 57 年以降）の建物は約 76%、旧耐震基準（昭和 56 年以前）の建物は約 24%である。また、全体の <u>26,151</u> 棟のうち住宅は <u>21,312</u> 棟あり、うち木造戸建て住宅は <u>15,239</u> 棟、共同住宅等は <u>6,073</u> 棟（非木造住宅 <u>4,732</u> 棟、共同住宅 <u>1,341</u> 棟）となっている。 出典：固定資産課税台帳（令和6年4月現在）			時点修正				

<p>総則 8</p>	<p>第3節 災害の想定</p> <p>第1 被害の想定 (略)</p> <p>1. 原子力災害</p> <p>(1) 大野城市と原子力発電所との位置関係</p> <p>大野城市は、玄海原子力発電所から東に約60km(57～63kmの範囲)に位置している。福岡県地域防災計画・原子力災害対策編(令和3年9月)では、原子力災害対策重点区域の範囲を「玄海原子力発電所から半径30kmの円内」としている。</p>	<p>第3節 災害の想定</p> <p>第1 被害の想定 (略)</p> <p>1. 原子力災害</p> <p>(1) 大野城市と原子力発電所との位置関係</p> <p>大野城市は、玄海原子力発電所から東に約60km(57～63kmの範囲)に位置している。福岡県地域防災計画・原子力災害対策編(令和6年3月)では、原子力災害対策重点区域の範囲を「玄海原子力発電所から<u>おおむね</u>半径30kmの円内」としている。</p>	<p>福岡県地域 防災計画 (R6.3改 定)に基づ く修正、記 載の適正化</p>
<p>総則 9</p>	<p>第3節 災害の想定</p> <p>第1 被害の想定 (略)</p> <p>(2) 計画の前提とする災害の想定</p> <p>本市は、「緊急防護措置を準備する区域(UPZ)」の外側に位置しているものの、風向き等によっては同区域と同様の対策が求められる可能性がある。</p> <p>したがって、本市においては、条件によっては屋内退避や安定ヨウ素剤服用等の対策が必要となり得ることを想定し、これを計画の前提とするものとする。</p> <p>玄海原子力発電所で異常事態が発生した場合は、県及び糸島市は指針等に基づく事態区分に応じて、対象地域における防護措置等を準備し、実施するが、事故の規模や原子力施設の状態に応じ、本市においても国の指示に基づき段階的に防護措置を実施する可能性があることに留意する。</p> <p>また、放射性物質の拡散は、原子力災害発生時の気象条件や地形の影響を受けることから、放射線量の実測値等を指針におけるOIL</p> <p>(Operational Intervention Level.以下「OIL」という。ただし、放</p>	<p>第3節 災害の想定</p> <p>第1 被害の想定 (略)</p> <p>(2) 計画の前提とする災害の想定</p> <p>本市は、「緊急防護措置を準備する区域(UPZ)」の外側に位置しているものの、風向き等によっては同区域と同様の対策が求められる可能性がある。</p> <p>したがって、本市においては、条件によっては屋内退避や安定ヨウ素剤服用等の対策が必要となり得ることを想定し、これを計画の前提とするものとする。</p> <p>玄海原子力発電所で異常事態が発生した場合は、県及び糸島市は指針等に基づく事態区分に応じて、対象地域における<u>予防的</u>防護措置等を準備し、実施するが、事故の規模や原子力施設の状態に応じ、本市においても国の指示に基づき段階的に防護措置を実施する可能性があることに留意する。</p> <p>また、放射性物質の拡散は、原子力災害発生時の気象条件や地形の影響を受けることから、放射線量の実測値等を指針におけるOIL</p> <p>(Operational Intervention Level.以下「OIL」という。ただし、放</p>	<p>福岡県地域 防災計画 (R6.3改 定)に基づ く修正</p>

出された放射性核種組成が明確になった時点で初期設定値が改定された場合には、改定後の値によるものとする。)に照らして、必要な防護措置の実施についても留意する必要がある。

■事態区分

事態区分	区分の概要	具体的な事例	防護措置などの事例
情報収集	(略)		(略)
緊急事態区分	警戒事態	(略)	(略)
	施設敷地緊急事態	原子力施設において、公衆に放射線による影響をもたらす可能性のある事象が生じたため、施設周辺において、避難などの防護措置の準備を開始する必要がある段階	(略)
	全面緊急事態	(略)	(略)

出された放射性核種組成が明確になった時点で初期設定値が改定された場合には、改定後の値によるものとする。)に照らして、必要な防護措置の実施についても留意する必要がある。

■事態区分

事態区分	区分の概要	具体的な事例	防護措置などの事例
情報収集	(略)		(略)
緊急事態区分	警戒事態	(略)	(略)
	施設敷地緊急事態	原子力施設において、公衆に放射線による影響をもたらす可能性のある事象が生じたため、施設周辺において、避難などの <b>予防的</b> 防護措置の準備を開始する必要がある段階	(略)
	全面緊急事態	(略)	(略)

総則 13

第4節 防災機関の大綱

第1 原子力災害対策

(略)

2 県

機 関 名	所 掌 事 項
県	<p>(略)</p> <p>(災害応急対策)</p> <p>①災害状況の把握及び情報提供</p> <p>②緊急時モニタリングの実施</p> <p>③市町村長に対する市民などの退避、避難誘導及び救助並びに立入制限の指示、助言、協力</p> <p>④保健医療調整本部の設置・運営</p> <p>⑤原子力災害医療（被ばく者の診断及び処置、健康相談、安定ヨウ素剤に関すること等）</p> <p>⑥市町村長に対する市民などへの汚染飲料水・食物の摂取制限の指示等</p> <p>⑦市町村長に対する市民などへの汚染農林水産物等の出荷制限の指示等</p> <p>(略)</p>

第4節 防災機関の大綱

第1 原子力災害対策

(略)

2 県

機 関 名	所 掌 事 項
県	<p>(略)</p> <p>(災害応急対策)</p> <p>①災害状況の把握及び情報提供</p> <p>②緊急時モニタリングの実施</p> <p>③市町村長に対する市民などの退避、避難誘導及び救助並びに立入制限の指示、助言、協力</p> <p>④保健医療福祉調整本部の設置・運営</p> <p>⑤原子力災害医療（被ばく者の診断及び処置、健康相談、安定ヨウ素剤に関すること等）</p> <p>⑥市町村長に対する市民などへの汚染飲料水・食物の摂取制限の指示等</p> <p>⑦市町村長に対する市民などへの汚染農林水産物等の出荷制限の指示等</p> <p>(略)</p>

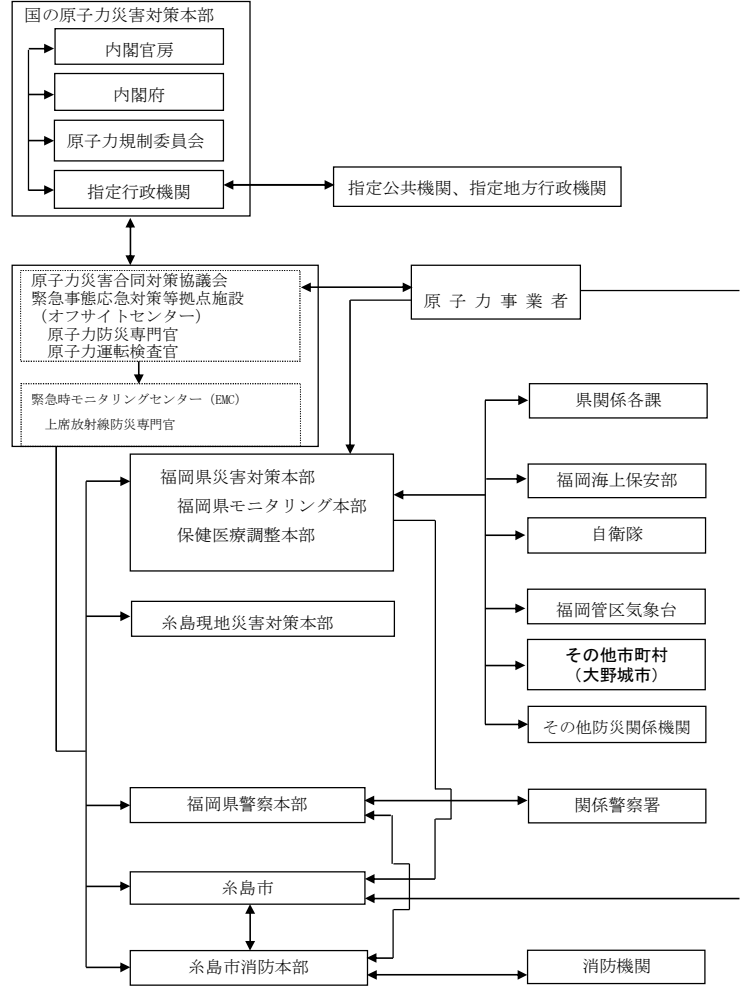
福岡県地域  
防 災 計 画  
( R6.3 改  
定) に 基 づ  
く 修 正

総則 16	第1 原子力災害対策 (略) 7 指定公共機関		第1 原子力災害対策 (略) 7 指定公共機関	指定公共機関の追加	
	機 関 名	所 掌 事 項	機 関 名		所 掌 事 項
	(略)	(略)	(略)		(略)
	西日本電信電話株式会社（九州支店）、 NTTコミュニケーションズ株式会社、 株式会社 NTT ドコモ KDDI 株式会社 ソフトバンク株式会社	(略)	西日本電信電話株式会社（九州支店）、 NTTコミュニケーションズ株式会社、 株式会社 NTT ドコモ KDDI 株式会社 ソフトバンク株式会社、 <u>楽天モバイル株式会社</u>		(略)
	(略)	(略)	(略)		(略)

原子力  
11

第2節 災害応急対策計画  
(略)  
第2 情報の収集・提供  
(略)

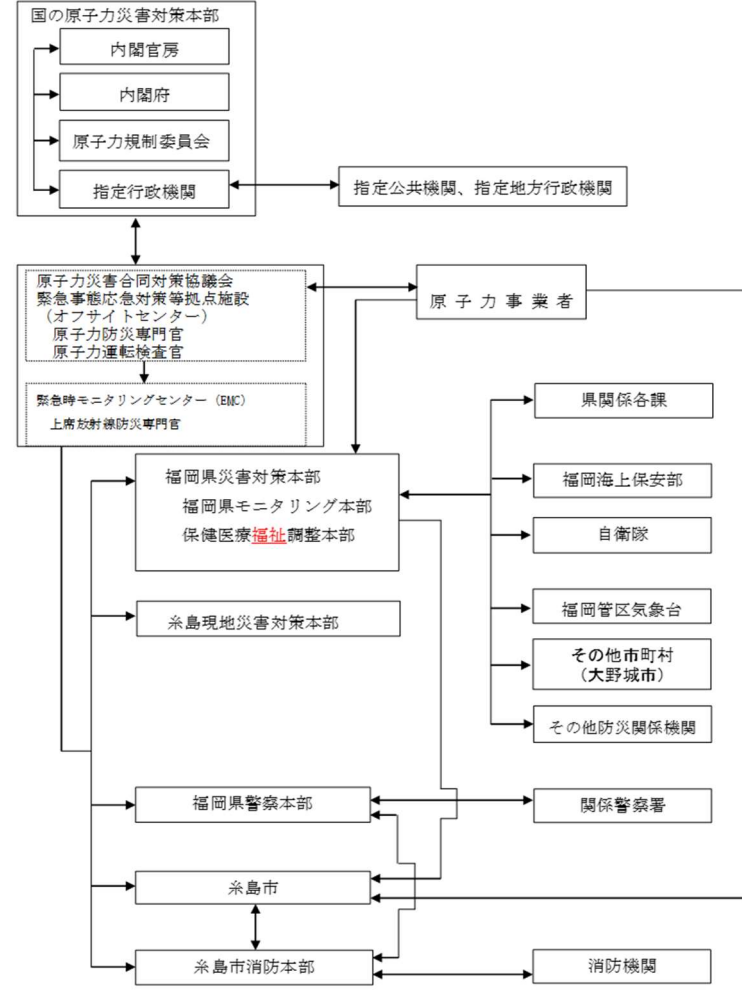
■全面緊急事態が発生し緊急事態宣言発出された後の情報伝達経路



(注) 緊急事態宣言発出前に県災害対策本部等が設置された場合もこれに準じる。  
出典：福岡県地域防災計画 原子力災害対策編

第2節 災害応急対策計画  
(略)  
第2 情報の収集・提供  
(略)

■全面緊急事態が発生し緊急事態宣言発出された後の情報伝達経路



(注) 緊急事態宣言発出前に県災害対策本部等が設置された場合もこれに準じる。  
出典：福岡県地域防災計画 原子力災害対策編

福岡県地域  
防災計画  
(R6.3改  
定)に基づ  
く修正

<p>大規模事故 3</p>	<p>第1節 航空機事故への対応 (略) 第2 情報の収集・伝達 (略) ■航空災害情報伝達系統</p>	<p>第1節 航空機事故への対応 (略) 第2 情報の収集・伝達 (略) ■航空災害情報伝達系統</p>	<p>福岡県地域防災計画 (R6.3 改定) に基づく修正</p>
<p>大規模事故 10</p>	<p>第3節 各種危険物施設等への対応 (略) 第2 各種危険物施設等の応急対策 (略) ■放射性物質取扱施設に係る災害時の情報連絡系統</p>	<p>第3節 各種危険物施設等への対応 (略) 第2 各種危険物施設等の応急対策 (略) ■放射性物質取扱施設に係る災害時の情報連絡系統</p>	<p>誤字の修正、福岡県地域防災計画 (R6.3 改定) に基づく修正</p>